

## 名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会の名称は、「名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会」(以下「協議会」)とする。

### (目的)

第2条 協議会は、市民応援団や近隣市町との広域協議会などと協力し、地域住民、経済界、行政、交通事業者が一体となって地域あげて名鉄西尾・蒲郡線の利用促進・沿線の活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

名鉄西尾・蒲郡線利用促進実施計画(アクションプラン)の策定  
名鉄西尾・蒲郡線の利用促進、沿線の活性化  
関係団体・機関との情報交換とネットワークづくり活動

### (幹事)

第4条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表1に掲げる機関又は団体の代表等をもって充てる。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置くことができる。

会長 1名  
副会長 1名  
監事 1名

2 会長は、幹事の互選により定める。

3 副会長及び監事は、幹事のうちから会長が指名する。

4 第2条の目的を達成するため、会長は必要に応じて他の機関及び団体の代表等を幹事とすることができる。

### (役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員が欠けた場合における後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

( 会議 )

第 8 条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

なお、協議会には別表 2 に掲げるオブザーバーを置くことができる。

3 会議の議事は、出席した幹事の過半数をもって決する。

( 会計 )

第 9 条 協議会の会計は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

( 事務局 )

第 10 条 協議会の事務局は、西尾市の交通対策担当課に置く。

( 委任 )

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 6 月 3 0 日から施行する。

別表 1 ( 第 4 条関係 )

機関又は団体名	
1	西尾市名鉄西尾・蒲郡線応援団
2	市民まるごと赤い電車応援団(蒲郡市)
3	東幡豆名鉄電車存続のための利用促進の会
4	がまごおり市民まちづくりセンター
5	西尾市 P T A 連絡協議会(小中学校)
6	蒲郡市小中学校 P T A 連絡協議会
7	西尾商工会議所
8	蒲郡商工会議所
9	西尾幡豆青年会議所
1 0	蒲郡青年会議所
1 1	西尾市観光協会
1 2	蒲郡市観光協会
1 3	愛知県地域振興部交通対策課
1 4	西尾市地域振興部交通対策課
1 5	蒲郡市企画部企画広報課

別表 2 ( 第 8 条関係 )

機関又は団体名	
1	名古屋鉄道(株)鉄道事業本部
2	中部運輸局鉄道部監理課